

次期上津クリーンセンター施設整備及び
運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

仕 様 書

令和4（2022）年5月

久 留 米 市

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）が発注する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託」に適用する。本仕様書に記載されていない事項等については、本市と協議の上、これを行うものとする。

但し、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は本業務に含むものとする。

第2節 業務の目的

本業務は、本市が計画している次期上津クリーンセンター施設の整備及び運営事業に関し、今年度に PFI 等導入可能性調査を行い、最適な PFI 等の事業方式を選定予定であることから、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するに当たり、同方式及び廃棄物処理施設整備に係る幅広い専門知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の総合的支援を受け、より質の高い事業運営を行うことを目的とする。

第3節 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

第4節 対象事業の概要

本業務の対象となる事業の概要は次のとおりである。

（次期上津クリーンセンター施設整備基本計画を参照）

(1) 対象施設

①一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設） 施設規模 216t/日（最大）

②その他関連施設

(2) 計画地

福岡県久留米市上津町 2199-35

(3) 稼働開始予定

令和10年10月

第5節 業務範囲

本業務の範囲は以下に示すとおりとする。

- (1) 事業条件の整理、事業者募集・選定方法等の検討に係る支援
- (2) 実施方針の作成及び公表に係る支援
- (3) 特定事業の選定及び公表に係る支援
- (4) 事業者募集書類の作成
- (5) 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
- (6) 事業契約締結に係る支援
- (7) 事業者選定委員会の運営支援
- (8) その他の支援

第6節 関連業務の実施状況とスケジュール調整

(1) 関連業務の実施状況

①循環型社会形成推進地域計画

令和2年度に策定しているが、適宜変更を行う予定である。

②次期上津クリーンセンター施設整備基本計画

令和3年度に完了している。

③敷地測量

令和3年度に完了している。

④土壌汚染調査

令和2年度に地歴調査を完了し、令和3年度に試料採取、分析等を完了している。

⑤生活環境影響調査業務

令和3年度から実施し、令和4年度に完了予定である。

⑥地質調査業務（ボーリング調査）

令和4年度から実施し、令和4年8月末に完了予定である。

⑦PFI等導入可能性調査業務

令和4年度から実施し、令和4年10月末に完了予定である。

(2) スケジュール調整

令和4年度以降に実施する関連業務のスケジュールを十分に勘案し、本業務の遂行が円滑に図られるよう、関連業務と連携しながら業務に取り組むこと。

第7節 関係法令等の遵守

業務の実施にあたっては、次の関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境関連法令、同施行令、同施行規則
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令
- (4) その他関係諸法令、通達、通知等

第8節 照査技術者・管理技術者等

受託者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分理解したうえで業務を遂行するものとし、迅速で正確に業務を遂行するものとする。

このため、本業務の進行や成果品の品質等の照査を実施する「照査技術者」、業務の全般にわたり管理及び統括等を行う「管理技術者」、管理技術者を補佐する「担当技術者」をそれぞれ配置するものとする。

なお、配置する各技術者は1年以上の恒常的な雇用関係を有することとし、各技術者を兼務することはできない。また本業務において管理技術者と担当技術者は専任で配置するものとし、以下の要件を満たす者であること。

(1) 照査技術者

① 資格要件：

技術士「衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧 廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む）」の資格又は、技術士「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環（旧 衛生工学－廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む）」の資格を有する者であること。

② 実務経験：

次の対象業務において、照査技術者又は管理技術者として業務を履行した実績を有すること。

【対象業務】

過去10年間（平成24年度～本業務公告日まで）に国又は地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した、ごみ焼却施設（余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る）の施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務

(2) 管理技術者

① 資格要件：(1) 照査技術者で示した項目①を満たすこと

② 実務経験：(1) 管理技術者で示した項目②の【対象業務】において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者として業務を履行した実績を有すること。

(3) 担当技術者

- ①資格要件：(1)照査技術者で示した項目①又はR C C M（廃棄物）の資格を有する者であること。
- ②実務経験：(1)照査技術者で示した項目②の【対象業務】において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者とし、業務を履行した実績を有すること。

第9節 提出書類等

受託者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

(1) 着手前提出書類：業務を着手する前日までに提出のこと

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③業務計画書
- ④照査技術者、管理技術者届及び担当技術者届（経歴書、資格証の写しを添付）
- ⑤その他必要な書類

(2) 中間出来高検査時：本市が指定する日（令和5年3月中旬ころ）までに提出のこと

- ①年度の実施完了業務の報告書
- ②業務（中間）完了届
- ③その他必要な書類

(3) 業務完了提出書類：業務を完了する日に提出のこと

- ①業務完了届
- ②成果品
- ③その他必要な書類

第10節 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて本市が所有している既存資料及び文献等について貸与する。受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し本市に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

なお、受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

また、必要に応じて上津クリーンセンターの会議室等の一部の場所を提供する。

第 11 節 打合せ及び議事録

受託者は、適正かつ円滑な業務遂行のため、必要に応じ本市と打合せを行うものとする。また、管理技術者及び担当技術者については、本市との間で行う会議や打合せに出席することとする。なお、打合せ回数については、業務着手時 1 回、中間時月 1 回程度、成果品納入時 1 回を行うこととする。照査技術者については、業務の区切り（業務着手時、中間時、成果品納入時）など、本市が必要とする会議や打合せに出席することとする。

なお、打合せの都度、速やかにその議事録を作成し、本市に提出するとともに、相互に確認を行うものとする。

第 12 節 受託者の負担

本仕様書に定めるほか、必要な資料の収集に要する費用や行政機関等への手続きに要する費用等、本業務に伴う必要な経費は原則として受託者の負担とする。

第 13 節 秘密および中立性の保持

受託者は、中立性を厳守するとともに、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。

第 14 節 土地への立ち入り

受託者は、業務を実施するために公有地や私有地に立ち入る場合は、本市や関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。

第 15 節 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。

第 16 節 その他

- (1) 本市が必要と認めた時は、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本市、受託者協議の上契約金額を増減するものとする。
- (2) 業者選定時の受託者の提案内容については、原則、本業務で実施するものとする。但し本市の判断により、その実施を見送らせる場合もある。
- (3) 本業務に係る成果品の著作権は、本市に無償で譲渡すること。
- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- (5) 受託者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、本市から本業務について説明を求められた場合は、誠意をもって応じなければならない。

第17節 検査

- (1) 受託者は業務遂行後、所定の手続きを経て本市の検査を受けなければならない。
- (2) 本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第18節 成果品

成果品は次のとおりとする。あらかじめ本市と協議の上、作成すること。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) R4 年度業務報告書(交付金関係用) | 5 部 |
| (2) R5 年度業務報告書(交付金関係用) | 5 部 |
| (3) 事業者選定アドバイザー業務報告書 A 4 版製本 | 5 部 |
| ①見積仕様書 | |
| ②見積図書の技術評価書 | |
| ③実施方針(案) | |
| ④特定事業の選定資料 | |
| ⑤入札説明書 | |
| ⑥要求水準書 | |
| ⑦事業者選定基準 | |
| ⑧様式集 | |
| ⑨応募書類の提出要領書 | |
| ⑩事業契約書(案) | |
| ⑪事業者からの質問回答書 | |
| ⑫事業者の資格審査結果 | |
| ⑬事業者提案の技術評価書 | |
| ⑭事業者提案の審査結果 | |
| ⑮事業者選定委員会の議事録等 | |
| ⑯費用対効果分析書 | |
| (4) 事業者選定アドバイザー業務報告書(概要版) | 5 部 |
| (5) 打合せ議事録(A 4 版) | 1 式 |
| (6) その他本市が指示するもの | 1 式 |
| (7) 上記の電子データ(CD-R 等) | 1 式 |
- (データ形式については、事前に本市と協議すること)

第2章 業務内容

第1節 事業条件の整理、事業者募集・選定方法等の検討

市が指定する事業方式における事業者を選定するために、事業条件の整理、事業者募集・選定方法等の検討を行うものとする。

業務を遂行するにあたり、本市策定の「次期上津クリーンセンター施設整備基本計画」等やR4年度実施するPFI等導入可能性調査の事業方式の検討の進捗状況を踏まえ、必要事項を整理するものとする。なお、整理を行うにあたり、不足する事項があれば検討を行う。

- (1) 施設の整備及び運営に関する事業条件の整理
- (2) 事業範囲の整理
- (3) 事業者募集・選定方法の検討
- (4) 見積仕様書（案）の作成、市場調査の実施（メーカーへの見積設計図書の提出依頼）及び予定価格の検討
- (5) 募集・選定スケジュールの検討

第2節 実施方針の作成及び公表に係る支援

PFI法第5条に規定される特定事業の実施に関する方針等の作成・公表支援を行うものとする。

- (1) 実施方針（案）の作成
- (2) 実施方針（案）に対する事業者からの質問回答書作成
- (3) 事業者からの意見聴取及び実施方針等の検討
- (4) 実施方針の公表資料作成

第3節 特定事業の選定及び公表に係る支援

PFI法第7条に規定される特定事業の選定において、R4年度実施するPFI等導入可能性調査の結果を参考に、実施方針を踏まえたVFM（定量的評価）や定性的評価の精査を行い、特定事業の選定資料の作成・公表支援を行うものとする。

- (1) 事業方式導入に対する評価
- (2) 特定事業の選定資料（案）（公募書類）の作成・公表

第4節 事業者募集書類の作成に係る支援

(1) 入札説明書（案）の作成

上記の事業条件の整理、事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえた上で、募集条件やリスク分担、支払方法等の検討を行い、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。なお、入札説明書については、要求水準書や事業者選定基準の公募書類と整合を図った上でとりまとめるものとする。

- ①募集条件の検討
- ②リスク分担・官民役割分担の検討
- ③支払い方法の検討
- ④事業破綻時処理の検討
- ⑤債務負担議決資料の検討
- ⑥入札説明書（案）（公募書類）の作成

(2) 要求水準書（案）（又はこれに準じるもの）の作成

原則として「次期上津クリーンセンター施設整備基本計画」を踏まえた上で、施設の整備（設計・施工）及び運営・維持管理に関する要件等について検討し、メーカーから提出された見積設計図書を集約し、技術的な視点から比較検討し、事業者募集に必要な要求水準書（案）を作成する。

- ①事業の基本条件の検討
- ②施設の整備に関する要件の検討
- ③施設の運営・維持管理に関する要件の検討
- ④要求水準書（案）（公募書類）の作成

(3) 事業者選定基準（案）の作成

事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえたうえで、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な事業者選定基準（案）を作成する。

- ①事業者提案書の基礎審査方法の検討
- ②事業者提案書の定量化審査方法の検討（定量的項目と定性的項目の点数化）
- ③事業者提案書の総合評価方法の検討
- ④事業者選定基準（案）（公募書類）の作成

(4) 様式集の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、事業者選定基準までの検討結果や設置予定である事業者選定委員会の審議結果を踏まえた上で、応募書類に関する様式集を作成する。

(5) 応募書類の提出要領の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する提出要領を作成する。

(6) 事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、事業者選定基準等に係る検討結果を踏まえた上で、事業者募集に必要な事業契約書（案）を作成する。

また、事業契約書（案）の作成にあたっては、これまでに国又は地方公共団体（地方自治法昭和 22 年法律第 67 号）が発注したごみ焼却施設の施設整備及び運営事業の事業契約書の作成経験がある弁護士に行わせること。

第5節 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者募集・評価・選定及び公表に必要な次の支援等を行うものとする。なお、契約関係の質問回答書の作成支援にあたっては、事業契約書の作成経験がある弁護士の意見を聞き行うものとする。

- (1) 事業者募集書類に対する事業者からの質問に対する回答書作成支援
- (2) 応募事業者の資格審査支援
- (3) 応募事業者提案書の把握・整理
- (4) 審査結果の公表支援

第6節 事業契約締結に係る支援

選定された事業者と本市の間で締結される事業契約書に関する詳細協議等に立会い、事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、問題点に関する適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな事業契約締結の支援を行うものとする。

なお、本業務については、これまでに事業契約書の作成経験がある弁護士の意見を聞きながら進めるものとする。また当該事業契約書の作成も、事業契約書の作成経験がある弁護士に行わせることとする。

第7節 事業者選定委員会の運営支援

本市では本事業を実施するにあたり、専門性や透明性確保のため、学識経験者等で構成する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する予定である。本業務では、この委員会の運営を円滑に進めるために必要な以下の支援業務を行うものとする。なお、委員に対する謝金及び交通費は、本委託業務費に含まないものとする。

(1) 事業者選定委員会の会議資料の作成

上記の検討結果に基づいて、委員会で必要な会議資料の作成を行うものとする。なお、会議資料の作成にあたっては、本市と十分に打合せを行ったうえでとりまとめるものとする。

また、委員会の会議資料については、本市が別途指示する部数を受託者が準備するものとする。

(2) 事業者選定委員会への出席

委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

なお、委員会の開催は6回程度を予定しているが、本市や委員会の指示により開催回数が増加しても柔軟に対応することとする。

(3) 事業者選定委員会議事録の作成

委員会の終了後、速やかに議事録及び議事録（概要版）を作成し本市に提出するものとする。

(4) 事業者へのヒアリング支援

事業者へのヒアリングは委員会主催で行うが、各委員が円滑に質問等をできるよう支援するものとする。

第8節 その他の支援

(1) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成に係る支援

廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果の分析（平成12年3月10日付け衛環18号厚生省水道環境部環境整備課長通知）に基づき、費用対効果の分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成を行うものとする。

(2) 循環型社会形成推進地域計画の変更に係る支援

循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル並びに関係する法令等に遵守し、循環型社会形成推進地域計画を変更すること。

(3) 系統連携協議支援

本事業では特別高圧による受電を予定していることから、電力会社と本市の打合せの協議支援を行う。特別高圧受電に係る条件設定並びに工事負担金の概算費用を把握するため、プラントメーカーへ必要な情報をヒアリングし、電力会社との協議に必要な資料を作成する。

(4) 関係機関や関係部局等との協議支援

運営支援及び整備計画の実施にあたり必要となる関係機関や関係部局等との協議について、資料作成や協議への同席・技術支援・助言及び議事録作成等の支援を行うこと。

(5) ホームページ等公表資料の作成支援

実施方針、事業者の公募等に係る資料について、本市ホームページで公表するための資料の作成支援を行う。また、審査結果を公表するために必要な資料の作成支援を行う。